

長崎労働局発表
令和2年9月3日（木）

長崎労働局労働基準部
賃金室長 上戸 秀則
賃金室長補佐 中島 政和
電話 095-801-0033

報道関係者 各位

長崎県最低賃金を 793 円に引上げ

～発効日は令和2年10月3日～

長崎労働局長（^{たきがひら}瀧ヶ平 ^{ひとし}仁）は、令和2年8月7日に長崎地方最低賃金審議会（会長 ^{まつもと}松本 ^{むつき}睦樹 長崎大学名誉教授）から答申を受けた長崎県最低賃金の改正決定に関して、所要の手続きを経て、現行の長崎県最低賃金（時間額790円）を3円引き上げ、時間額793円にする旨の改正決定を行うとともに、本日（9月3日）、官報公示を行いました。

改正後の長崎県最低賃金は、令和2年10月3日（土）から発効となります。

長崎労働局では、県下の各労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）を通じ、改正後の最低賃金の周知徹底を図るとともに、中小企業・小規模事業者における賃金引上げを支援する業務改善助成金¹の利用促進等に努めてまいります。

（参考） 過去5年間の長崎県最低賃金額及び引上げ率

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
効力発生日	H28.10.6	H29.10.6	H30.10.6	R1.10.3	R2.10.3
最低賃金額	715円	737円	762円	790円	793円
引上げ額	21円	22円	25円	28円	3円
引上げ率	3.03%	3.08%	3.39%	3.67%	0.38%

平成14年以後の引上げ額・引上げ率は別表をご覧ください。

¹ 業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

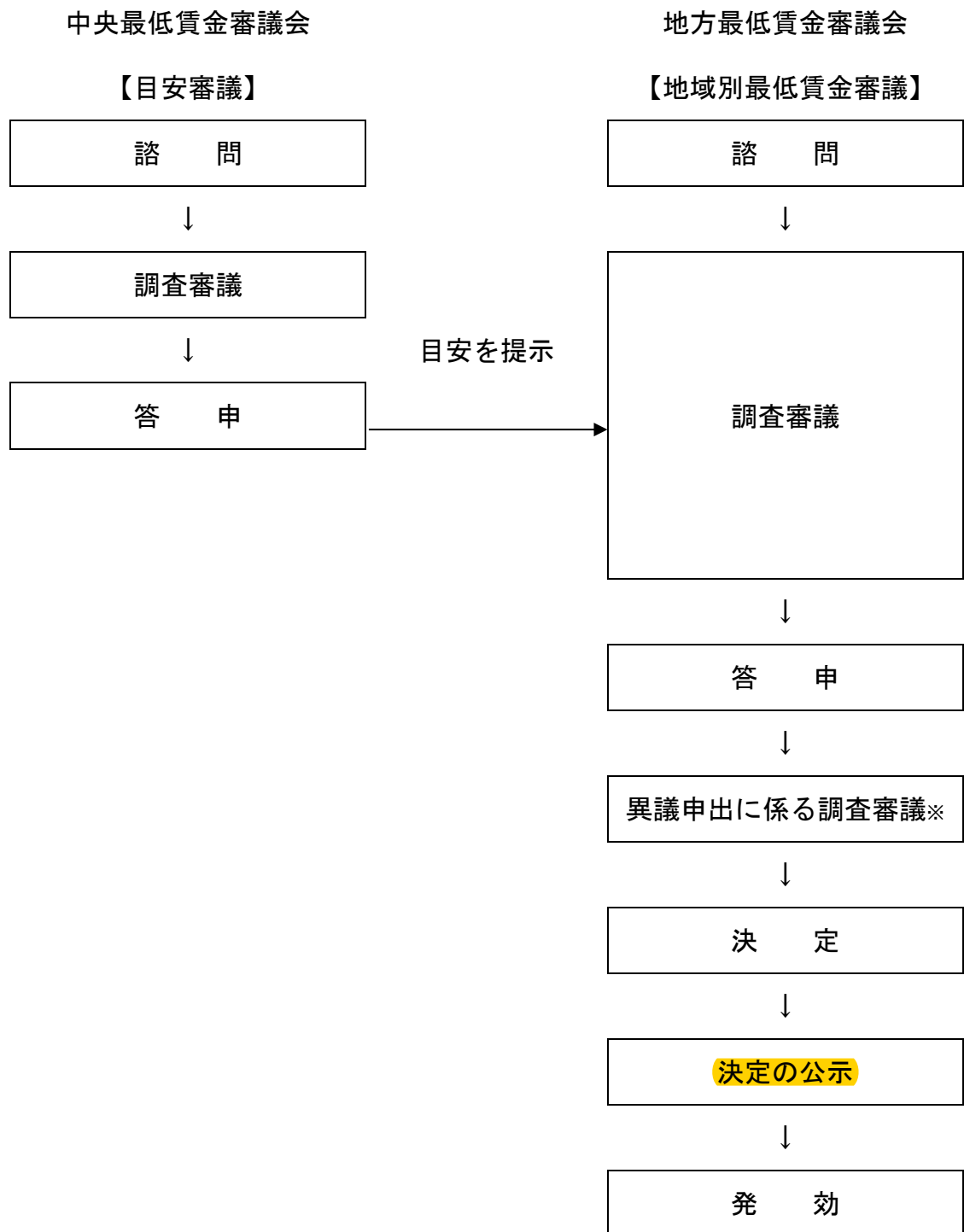
(別表)

長崎県最低賃金引上げ額・引上げ率

	時間額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)	発効日
平成14年	605	1	0.17	平成14.10.6
平成15年	605	0	0.00	—————
平成16年	606	1	0.17	平成16.10.1
平成17年	608	2	0.33	平成17.10.1
平成18年	611	3	0.49	平成18.10.1
平成19年	619	8	1.31	平成19.10.21
平成20年	628	9	1.45	平成20.10.30
平成21年	629	1	0.16	平成21.10.10
平成22年	642	13	2.07	平成22.11.4
平成23年	646	4	0.62	平成23.10.12
平成24年	653	7	1.08	平成24.10.24
平成25年	664	11	1.68	平成25.10.20
平成26年	677	13	1.96	平成26.10.1
平成27年	694	17	2.51	平成27.10.7
平成28年	715	21	3.03	平成28.10.6
平成29年	737	22	3.08	平成29.10.6
平成30年	762	25	3.39	平成30.10.6
令和元年	790	28	3.67	令和元.10.3
令和2年	793	3	0.38	令和2.10.3

※長崎県の最低賃金は、平成14年度から日額がなくなり時間額のみとなっています。

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催